

免震材料に関する第三者委員会（第5回）議事要旨

日時：平成27年6月29日（月）16：00～17：30

場所：中央合同庁舎3号館4階幹部コーナー会議室

（1）東洋ゴム工業（株）の社外調査チームによる調査報告書及び同社の原因究明・再発防止策について

（事務局）委員より事前にいただいたご意見を紹介する。品質保証部における新たな不正の判明に伴い、既に確認済みの構造安全性への影響の有無を示すべき。東洋ゴム工業の再発防止策には交換改修に触れられていないので、交換改修に向けた具体的な対応方針を示すべき。社外調査チームの報告書はしっかりした内容と考える。ただし、調査範囲が免震材料に限定されており、タイヤ部門の調査まで踏み込んでいなかつたのが残念。東洋ゴム工業の再発防止策はステレオタイプの印象を受けた。再発防止策の実効性を後押しする方法として行政側の介入も一つの方法。以上。

（委員）既に確認済みの構造安全性への新たな不正の判明による影響については、生データのエクセルから確認をしているので、懸念はないと判断してよいのでは。

（委員）構造安全性の検証は製品検査の生データから行っているので、問題はない。

（委員）東洋ゴム工業による再発防止策で、交換改修に向けた具体的な方針について言及されていない件についてはもっともな指摘で、同様に懸念を感じている。

（委員）本委員会では、タイヤ部門の調査にまで踏み込まなくてもよい。

（委員）社外調査チームが検証した等価剛性や等価減衰定数などの性能以外のデータも、再確認が必要。東洋ゴム工業の再発防止策については、国土交通省においても抜き打ちによる立入検査などにより、適切な体制の維持が図られるよう取り組まれたい。

（事務局）検証が十分ではないところがあるとのご指摘については、方向性を整理させていただきたい。

（委員）社外調査チームによる報告書はよくできているが、専門家から見ると少し足りてないため、国交省としてどうすべきかについては、次回以降検討を行った後に言及する。

（委員）社外調査チームの報告書では、2000年以前に38条認定があることを理解して書かれているのか。

（事務局）2000年以降の大蔵認定について調査をしている。

（委員）38条認定のものについても調査を求めるべきか。

（事務局）2000年以前は東洋ゴム工業が認定を取得しているものではなく、また、初期の

段階のものは調査が困難。

(委員) この度の事案を受けての再発防止については、これを形骸化させないために不断の努力を求める。大臣認定の仕組みについて明確なものがいため、この度の事案のように勝手に解釈される等の事態が起きるのでは。研究機関に対し、国交省が勉強会を実施する等指導することはできないのか。今回の被害者である顧客・消費者の不安に対する対策が皆無であるが適切か。そもそも論であるが、同一担当者的人事ローテーションがない等の組織体制が整っていない企業が製品を製造することを許容して良いのか。

(委員) 東洋ゴム工業の危機感が見られない点が気になる。この度の事案を受けて、今後このような事態を予防することが最も重要なことである。そのためにもチェック体制を整える必要がある。

(委員) 顧客、消費者に対する対応がほとんど示されていない。メーカーとしての姿勢に疑問を感じざるを得ない。

以上